

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和6年1月12日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 令和6年能登半島地震義援金うけつけについて
- (3) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔12月28日（木）～1月10日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	24件	1,862,106円
内訳			
自由預託金		2件	41,030円
指定預託金（交通遺児のために）		1件	250,000円
災害復興支援指定金（令和6年能登半島地震へ）		11件	1,400,571円
チャリティーボックス募金		6件	83,743円
年末助け合い募金		4件	86,762円

今週の主な寄付は、服部唯男様から令和6年能登半島地震義援金として1,000,000円をご寄付下さいました。その他10件400,571円の義援金寄付がありました。本行では全額お届けします。

○品物の寄付は、衣料品・ベルマーク、食品等合計21件ありました。

主な品物として、お寺からお餅・食品など沢山をご寄付くださいました。東三河の希望する福祉施設にお渡ししました。

(2) 令和6年能登半島地震義援金受付について

豊橋善意銀行は令和6年能登半島地震義援金受付を行っています。報道等から被災状況が分かるにつれて甚大な被害の大きさが分かって来ました。本行では通常の生活に早く戻れることを願い募金活動を令和6年12月27日まで行います。豊橋善意銀行窓口か銀行振り込みの場合は善意銀行へご連絡をお願いします。受付した義援金は日本赤十字社を通じてお届けします。

(3) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和5年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。